

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇選管告示 鳥取県議会の議員の一般選挙の日野郡選挙区における立
会演説会の中止
- ◇日野郡選挙区選挙長告示 鳥取県議会の議員の一般選挙の無投票
- ◇正 誤 昭和五十年四月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号中訂
正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和五十年四月十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙の日野郡選挙区において投票を行わないこととなつたため、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第九条第一項の規定により立会演説会の開催の手續を中止するので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)第二十二条第一項の規定により告示する。

昭和五十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示第三号

昭和五十年四月十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において立候補の届出のあつた候補者が議員の定数を超えなため公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百条第一項の規定により投票を行わないこととなつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年四月三日

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長 進 木 進

正 誤

昭和五十年四月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号(鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の開催計画について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
六 下 四 午後六時三十分 午後七時三十分